

人事行政施策に関する 工程表の進捗状況について

令和4年1月
人事院

目次

I 人材の確保及び処遇

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | ジョブ型の活用 | 3 |
| 2 | 人材の流動性の向上 | 5 |
| 3 | 新たな人材確保活動の検討 | 6 |
| 4 | 採用試験の見直し | 8 |
| 5 | 育成（研修）の充実 | 9 |
| 6 | 今後の給与制度の見直しに向けた検討 | 12 |

II 良好な勤務環境の整備

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 長時間労働の是正 | 13 |
| 2 | 柔軟な働き方に関する研究会 | 14 |
| 3 | テレワークに関する給与面での対応 | 15 |
| 4 | 仕事と家庭生活の両立支援 | 16 |

III 国際化の推進

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 国際機関で勤務する職員の増加等 | 19 |
|---|-----------------|----|

I 人材の確保及び処遇

【1-1 ジョブ型の活用】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>ジョブ型を活用し、専門的な知識・経験を有する人材の確保及び処遇を図る</p> <p>(1)任期付職員法による採用の拡大のための方策</p> <p>(2)任期のない中途採用などの拡大のための任用及び給与上の方策</p>	<p>任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大</p> <p>各制度について、各府省に周知するとともに、適用に向けた相談等には適切に対応</p> <p>経験者採用試験について各種媒体を活用して周知するとともに、採用者が活躍している好事例を収集し各府省へ横展開</p> <p>また、各府省における専門的人材を要するポストの実情を踏まえ、まず当局のニーズを把握。その結果及び民間の実態を踏まえ、専門的な知識や経験を必要とするポストへ採用する際の初任給水準について検討</p>	<p>令和3年10月1日に事務総長通知を改正し、11月1日に施行。同通知では、専門性等のほか、公務及び任用の公正性の確保等に関する要件を明示し、これらを満たす場合には人事院の事前承認の手续を不要とした。これにより各府省限りで採用できる範囲が約9割に拡大（令和2年度実績で見た場合）</p> <p>各制度について、年度内に行われる各府省担当者向けの説明会の場など機会を捉えて制度周知を行えるよう準備</p> <p>経験者採用試験の周知等を図るため、令和4年1月～3月にかけて民間企業も多数出展する転職イベントに人事院・内閣人事局合同でのブース出展に向けて準備</p> <p>左記の初任給水準について検討を行いつつ、引き続き、当局のニーズを把握</p>	<p>① 【実施済】 (令和3年11月施行)</p> <p>①、②</p>	<p>人材局 給与局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【1-2 ジョブ型の活用】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>(3)ジョブ型とメンバーシップ型の間で異動も可能なハイブリッド型の複線型人事管理の実現</p> <p>i) タスクフォースやプロジェクト型の業務改善チームを作り、省内外から公募で人を集める方策</p> <p>ii) ライン職とは別に専門性を重視したスペシャリストとして育成し、次官級まで到達できるキャリアパスを導入（ジョブ型の導入と並行して導入）</p>	<p>※タスクフォース等の設置や省内外からの公募は、基本的に各府省限りで可能</p> <p>※公募の拡大については、内閣人事局と各府省が取り組み中</p> <p>各府省において、幹部ポストや専門スタッフ職といったキャリアパスを踏まえた高度の専門能力を持つスペシャリストが到達できるポスト整備が必要。給与についてはポストに応じて処遇を検討</p>	<p>(「施策の具体的な方向性」に記載のとおり)</p> <p>(「施策の具体的な方向性」に記載のとおり)</p>	<p>① (随時)</p> <p>④ (ポスト整備は政府の対応)</p>	<p>官房部局 人材局 給与局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【2 人材の流動性の向上】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
(1)任期付採用された者が民間に戻って経験、知見を積み、再度、公務で採用されるような官民の人材確保の推進	任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大（前述1-1(1)）	令和3年10月1日に事務総長通知を改正し、11月1日に施行。同通知では、専門性等のほか、公務及び任用の公正性の確保等に関する要件を明示し、これらを満たす場合には人事院の事前承認の手続を不要とした。これにより各府省限りで採用できる範囲が約9割に拡大（令和2年度実績で見た場合） （前述1-1(1)）	① 【実施済】 （令和3年11月施行）	人材局
(2)民間の優秀な人材を公務に誘致するため、兼業・副業規制の緩和	国公法第104条に基づく兼業規制のあり方については、所管の内閣人事局において検討される事項	（「施策の具体的な方向性」に記載のとおり）	④ （国公法104条による兼業規制は内閣人事局の所管）	職員福祉局

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【3-1 新たな人材確保活動の検討】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>(1)公務員と採用の対象となる学生の接点となるコネクションを確保するとともに、学生に公務員の魅力をもっとわかり易く発信して興味を持ってもらう工夫について、人事院だけでなく各府省と議論して具体的な活動に落とし込む</p>	<p>【学生向け】 ・オンラインによるイベント開催の回数増加 令和2年度：年3回 →令和3年度：年13回</p> <p>・SNS等の頻繁な更新 令和2年度：月3回 →令和3年度：ほぼ毎日</p> <p>・ガイダンス等への登壇依頼に可能な限り柔軟に対応</p> <p>・理系のみを対象とした初の大規模イベントの開催 →令和4年2月にも開催予定</p> <p>【大学向け】 ・学内イベントの開催や講義への登壇につながるよう提案</p> <p>【各府省向け】 ・全府省へのアンケートや希望府省へのヒアリングを実施 ・主要府省企画官会議等を通じて連携を強化</p>	<p>【学生向け】（R3.12末時点） ・オンラインによるイベント開催 約30機関参加の大規模イベント（1回） ※ R4.3に2回実施予定。 テーマを設定したセミナー（6回） ※ R4.1以降3回実施予定。なお、年度内のテーマはすべて設定済み。</p> <p>・SNS等の頻繁な更新：ほぼ毎日</p> <p>・大学主催のガイダンスへの対応（28校）</p> <p>・対面による「公務研究セミナー」の開催 （5地域6回）</p> <p>【大学向け】（R3.12末時点） ・大学個別訪問の実施（20校） ・管区機関における大学懇談会の実施 （全国9箇所）</p> <p>【各府省向け】（R3.12末時点） ・本年度の採用状況に関するアンケート及び希望府省へのヒアリングの実施 ・主要府省企画官会議での意見交換実施 ・各府省人事企画官への個別ヒアリング実施</p>	<p>① 【実施中】</p> <p>【実施済】</p> <p>【実施済】</p>	<p>人材局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【3-2 新たな人材確保活動の検討】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>(2)学生等の就職先決定に係る動向の委託調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の就職情報会社等の知見を活用し、令和4年4月採用に向けた就職活動を経験した大学4年生及び大学院2年生について、国家公務員を志望しなかった学生も対象として本年9月から11月にかけて調査を実施 ・調査結果を本年度末までに分析し、令和4年度施策への反映検討・準備 <p>調査内容：大学・大学院修了後の進路決定時期、就職先として公務を選ばなかった理由、公務に対するイメージ など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学4年生及び大学院2年生を対象（サンプル数3,000）に、就職先として公務を選ばなかった理由、公務に対するイメージなどに関する調査を実施 ・公務への関心度合いに応じた就職先決定の傾向を把握するため、調査結果を分析中 	<p>① 【一部実施済】 (令和3年9月～11月に調査)</p>	<p>人材局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【4 採用試験の見直し】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
(1)教養区分の合格者数の一層の拡大（本年度から）	大学3年秋から受験でき、各府省から採用ニーズも高い教養区分について、合格者数を2020年度より増加させる	2021年度の合格者数については、214名となった（前年度比31.3%増）	① 【実施済】	人材局
(2)より広い専門分野の人材が受験しやすい試験の在り方の検討	総合職試験申込者数が減少している状況を打開するため、法律や経済、政治等以外の専門分野の人材も受験しやすい試験の在り方について、検討を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・どの専門分野の人材も受験できる総合職教養区分について、より多くの志望者が受験しやすくなるよう、2022年度から第一次試験地を拡大する（2月1日詳細公表） ・法律・経済・政治等以外の専門分野の志望者も受験しやすい試験の在り方について、引き続き、検討を進めている ・より多くの人材が受験しやすくなるよう、総合職試験（春試験）の実施時期の在り方について検討を進めている 	②	人材局

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【5-1 育成（研修）の充実】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>(1)一般職試験採用職員のリカレント教育のため、国内大学への留学を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リカレント教育の多様な形態について、情報を収集 ・現行の行政官国内研究員制度についても、研修担当官連絡会議等の機会を通じて周知（自己啓発等休業についても希望する職員に制度が周知されるよう取組） <p>※後述のⅡ-2で柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の研究を行うこととしており、修学の性質・内容によっては、柔軟な勤務時間制度を活用することも考えられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内研究員制度について、令和4年3月に実施予定の研修担当官連絡会議で周知を図るため準備（自己啓発等休業について人事院ホームページを通じて周知） <p>※行政官国内研究員制度 各府省の職員を国内の大学院において研究に従事させる制度 応募資格（修士課程）：在職2～18年未満</p>	<p>②</p>	<p>職員福祉局 人材局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【5-2 育成（研修）の充実】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>(2) 府省間の交流、官民間の交流、海外経験の機会の増加</p>	<p>【官民交流】 官民人事交流の活用の拡大のため、内閣府官民人材交流センター及び内閣人事局と連携し、経済団体（日本経済団体連合会等）の協力の下、民間企業に対する説明会を実施</p> <p>【国際機関】 政府における検討に協力</p> <p>【留学】 行政官長期在外研究員制度による新規派遣者数は増加傾向で推移しているところ、若手職員を対象とした留学説明会の開催等により引き続き周知</p>	<p>令和3年11月15日から12月14日までの期間でオンラインによる民間企業向け説明会を実施</p> <p>引き続き政府における検討に協力</p> <p>長期在外研究員制度の周知を図るため、若手職員を対象とした留学説明会を令和4年1月にオンラインで実施予定</p>	<p>① 【実施済】</p> <p>④ (政府において検討中)</p> <p>①</p>	<p>人材局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【5-3 育成（研修）の充実】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>(3)マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実</p>	<p>・課長級研修、課長補佐級研修、パーソナル・マネジメントセミナーのカリキュラムや教材の見直し等 今年度は研修員アンケートの更なる活用、オンラインでの実施に対応した見直しを実施 来年度に向けて、課題の設定、カリキュラムの検討、教材見直しの方向性の検討・具体化</p> <p>・幹部職員を対象とする研修の抜本的改定 今年度はよりマネジメントを重視した内容により実施 来年度に向けて、課題の設定、方向性の検討、研修の枠組検討</p> <p>いずれの施策もPDCAサイクルを確立し、継続的に研修を改善</p>	<p>研修員へのアンケート結果のほか、各府省から研修へのニーズやオンラインでの実施についての意見を収集し、来年度に向けた検討や見直しの具体化を進めている</p> <p>局長級を対象とした研修においては、よりマネジメントを重視した講義内容で実施した。審議官級を対象とした研修においても同様の方針で実施 また、来年度以降の幹部職員を対象とする研修の在り方について、検討を行っている</p>	<p>②</p> <p>② 【一部実施済】 (局長級、審議官級を対象とした研修)</p>	<p>人材局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

I 人材の確保及び処遇

【6 今後の給与制度の見直しに向けた検討】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるような給与制度の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の見直しを踏まえ、新たな評語区分の下での昇任・昇格、昇給等の基準を整備するため人事院規則等を改正。 ・検討に必要な状況を把握 <ul style="list-style-type: none"> －民間の定年制や高齢層従業員の給与の状況 －定年の引上げ開始後における60歳超職員の在職状況や人事管理運用、新基準での昇格・昇給等の運用等を踏まえ、定年引上げ完成時の人員構成見通し等を整理 ・上記の官民の状況を踏まえ、給与カーブの設計や、俸給表の構成その他の給与制度の具体案を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の人事院規則等を令和3年12月に改正 ・民間の定年制や高齢層従業員の給与の把握に向けて検討 	<p>① 【実施済】 (令和4年10月施行)</p> <p>定年引上げ完成前まで (令和13年3月)が措置期限</p>	<p>給与局 人材局</p> <p>給与局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

II 良好な勤務環境の整備

【1 長時間労働の是正】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>長時間の超過勤務の原因や業務の実態を把握し、トップの強いリーダーシップで働き方改革を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省の制度運用状況を引き続き把握した上で、各府省への指導を徹底。人事管理責任者への指導を行い、組織全体としての取組も促進 ・各府省における勤務時間の客観的把握の状況を踏まえつつ、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の管理を制度上の原則として示す（通知改正） ・調査、監査等のあらゆる機会を通じた超過勤務手当の適正支給の指導を実施 ・各府省に対する指導体制の強化（組織・定員要求） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省において上限を超えて超過勤務を命じた状況（令和2年度分）の報告を受け、その内容を踏まえ、各府省人事担当課長等に対する課長級ヒアリング及び必要な指導を実施中 ・客観的把握の方法は府省によって異なり、地方機関における導入状況についても府省によって差があることから、上記課長級ヒアリングを通じて各府省の運用実態を把握中 ・超過勤務手当の適正支給の指導について、調査、監査における試行を実施中。その結果を踏まえ、調査、監査の要綱等の見直しを行い、令和4年度から本格的に実施予定 ・職員福祉課に勤務時間調査・指導室（仮称）を設置予定（令和4年度予算（政府案）） 	<p style="text-align: center;">① （実施中）</p>	<p>職員福祉局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

Ⅱ 良好な勤務環境の整備

【2 柔軟な働き方に関する研究会】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
<p>テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方について検討を行うため、有識者による研究会を設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年明けの研究会の開催に向けて、民間企業の取組事例、各府省の制度利用状況等を把握 <p>(研究会における検討課題例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制の柔軟化 ・テレワークを行う職員の作業環境の整備や健康状態の把握 ・勤務間インターバルの確保 ・裁量勤務制の適用範囲の拡大 	<p>・「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」(座長：荒木尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授)の第1回を令和4年1月下旬に開催予定。研究会における議論の材料とするため、民間の企業の取組事例についてヒアリングを実施するとともに、各府省におけるフレックスタイム制等の利用状況に関する調査を実施し、結果を取りまとめ中</p>	<p>②</p>	<p>職員福祉局</p>

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

Ⅱ 良好な勤務環境の整備

【3 テレワークに関する給与面での対応】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度中に在宅勤務手当を導入している民間企業や各府省に対するヒアリング等を実施 ・令和4年民調に向けて調査項目の検討・調整 ・上記の調査、ヒアリングを踏まえた対応方針の検討・調整 	<p>令和3年10月から在宅勤務手当を導入している民間企業等に対するヒアリングを実施し、令和4年1月以降、各府省に対するヒアリングを実施</p> <p>また、令和4年民調における在宅勤務手当の支給状況等の把握に向けて検討中</p>	<p>② 【一部実施済】 (民間企業に対するヒアリング)</p>	給与局

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

II 良好な勤務環境の整備

【4-1 仕事と家庭生活の両立支援】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
(1)民間に対する手本となるよう、男性職員による育児休業取得のサクセスモデル（好事例）の公表	育児休業法等の改正も踏まえた新たなイクメンパスポートの作成について内閣人事局に協力し、内容の一層の充実を図る	育児休業法等の改正も踏まえた新たなイクメンパスポートの作成を行うように内閣人事局に働きかけ	②	職員福祉局
(2)不妊治療を受けやすい職場環境の整備に向け、職場の上司に対する不妊治療への理解の促進	令和4年1月1日に不妊治療のための休暇を新設することに併せて、管理職員を含む幅広い層の職員を対象として不妊治療に係る周知、啓発等を実施 ※不妊治療のための休暇の具体的措置内容は後述の4-3で記述	令和3年12月の公布に合わせて、各府省制度担当者に説明会を実施し、担当者用Q&A及び職員向けリーフレットを提供。人事院HPに職員向け情報としてQ&A、リーフレット等を掲載	① 【実施済】 (不妊治療のための休暇は令和4年1月施行)	職員福祉局
(3)テレワークについて、中長期的な目標を立てて、府省別に評価する仕組みを導入。ベストプラクティスは各府省に共有する	デジタル庁及び内閣人事局の取組に関し、人事院としても必要な協力を行う	テレワーク勤務の更なる活用に向けた留意点について、内閣人事局と連携して整理し、各府省に共有	① 【実施済】	職員福祉局

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

Ⅱ 良好な勤務環境の整備

【4-2 仕事と家庭生活の両立支援】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
(4)育児休業法等改正関係 i) 育児休業の取得回数制限の緩和等、民間育児・介護休業法改正を踏まえた措置	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得回数を原則2回までに緩和する ・これとは別に、子の出生後8週間以内に2回まで取得可能とする ・子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前までとする ・非常勤職員の育児休業・介護休暇の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止 ・各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け <ul style="list-style-type: none"> －妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認 －勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等） －育児休業の取得状況の報告（人事院により公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月、国会及び内閣に対し、育児休業法改正について意見の申出。意見の申出を受けた法案が第208回通常国会に提出予定 ・令和3年8月の意見の申出を踏まえた育児休業法改正に向けた国会審議等の状況を踏まえつつ、必要な人事院規則等の改正について検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ① （令和4年10月施行予定） ① （令和4年10月施行予定） ① （令和4年4月施行予定） ① （令和4年4月施行予定） 	職員福祉局

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

II 良好な勤務環境の整備

【4-3 仕事と家庭生活の両立支援】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
ii) 出産・育児に係る休暇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日までに拡大 ・継続的な勤務が見込まれる非常勤職員について配偶者出産休暇（有給）・育児参加のための休暇（有給）を新設 ・非常勤職員の産前休暇・産後休暇を有給化 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月の意見の申出を踏まえた育児休業法改正に向けた国会審議等の状況を踏まえつつ、必要な人事院規則等の改正について検討中 ・令和3年12月に人事院規則等を改正し、令和4年1月から施行 	<ul style="list-style-type: none"> ① (令和4年10月施行予定) ① 【実施済】 (令和4年1月施行) ① 【実施済】 (令和4年1月施行) 	職員福祉局
(5)不妊治療のための休暇（常勤・非常勤）の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・原則年5日（頻繁な通院を要する場合は5日加算）、有給（常勤・非常勤） 		<ul style="list-style-type: none"> ① 【実施済】 (令和4年1月施行) 	職員福祉局

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題

Ⅲ 国際化の推進

【1 国際機関で勤務する職員の増加等】

施策の内容	施策の具体的な方向性	取組状況	施策の期限	担当局
(1) 外国の優秀な人材を採用するために国籍条項の対象外となる分野について検討	※国籍条項は憲法上の当然の法理 (内閣法制局第一部長見解)	(「施策の具体的な方向性」に記載のとおり)	④ (憲法解釈は内閣法制局の所管)	官房部局 人材局
(2) 国際機関で勤務する日本国公務員の増加に向けた方策	<ul style="list-style-type: none"> ・政府における検討に協力 ・国家公務員志望者に対して国際機関で活躍する国家公務員をPR ・国際機関の勤務経験者を「任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大」(I-1-1(1))の対象とすることにより、国際機関で活躍する邦人の育成を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き政府における検討に協力 ・派遣法の公布・施行50周年を迎えるに当たり、国際機関で活躍する国家公務員や国際機関への派遣状況についての特集記事を人事院月報や人事院HPに掲載し、SNSでもPR ・令和3年10月1日に事務総長通知を改正し、11月1日に施行 国際機関の勤務経験者について、各府省限りで任期付職員として採用することを可能とした 	④ (政府において検討中) ① 【実施済】 ① 【実施済】 (令和3年11月施行)	人材局

※各表の「施策の内容」は参与会での意見や勧告時報告で言及した施策等を踏まえたもの。また、各表の「施策の期限」中、①は年度内にも実現できる課題、②は検討に1～2年を要する課題、③は検討に3～4年を要する課題、④はすぐには実現が困難な課題